



ナナム上ア
上天草。
NANAME-UE
KAMIAMAKUSA

上天草市内のいろいろなお店で
誰でも簡単に使えます!

10,000円分を
全市民に配布!



上天草 生活応援商品券

詳しくはこちら!



実施期間：2026年4月13日月～7月31日金

① 店員が二次元コードを読み取る

利用者

店舗



② 店員が支払い金額を入力

店舗



③ 支払い金額を確認

利用者

店舗



④ 支払い完了後に残額を確認

利用者



iPhone / Androidで二次元コードを
カメラで読み取る

ブラウザが立ち上がり
残額を確認できます

- 上天草市民1人につき10,000円分の商品券が1枚配布されます。
- 配布対象者は、令和8年3月1日時点で上天草市に住民登録がある方です。
- 実施期間中、配布された商品券にて上天草市の取扱い店舗のお支払いにご利用いただけます。
- 取扱い店舗でのお支払いには1円単位でご利用いただけます。
- 本商品券は紙のみとなります。デジタル(アプリ等)での配布はございません。
- 本商品券は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。

詳しくは裏面をご覧ください

商品券の利用方法

- ① 上天草市内の取扱い店舗でのお支払い時、レジで商品券を提示します。
- ② 店員がスマホにて商品券の二次元コードを読み取ります。
- ③ 店員が支払い金額を入力するので、画面に表示された金額が合っているか確認してください。
- ④ 金額が合っていれば支払いが完了です。支払い後の残額については右側の「残額の確認方法」をご覧ください。



※画面は開発中のものです。実際の画面と異なる場合があります。

残額の確認方法

- ① iPhone/Androidのカメラを立ち上げる。
- ② カメラで商品券の二次元コードを読み取ります。
- ③ ブラウザが立ち上がり、残額が確認できます。



※残額は即時反映されますが、通信環境やサーバー状況により反映が若干遅れる場合がございます。ブラウザを再読み込みするか、少し待ってから再度アクセスしてください。

※対応ブラウザ：
Androidはchrome、iPhone/iPadはsafariです。最新版の使用を推奨いたします。



取扱い店舗はこのステッカーが目じるし!

取扱い店舗一覧は ▶
こちらから!



【注意事項】

- 本券の利用者（以下、「利用者」といいます）は、代金が本券の残額を超えたため支払い金額に不足が生じた場合は、取扱い店舗が指定する支払い方法によって、不足分の金額をお支払いください。
- 本券は実施期間外になると利用できなくなるため、実施期間内に使い切るようお願いいたします。残額の返金はいりません。
- 本券は通貨に代わるものではありません。また、現金との交換はできません。
- 下記の代金の支払いに、本券を利用することはできません。
 - ・税金、電気、ガス、水道等の公共料金
 - ・各種商品券、ギフト券及び優待券等（ビール券、映画観賞券、株主優待券等）
 - ・商品券の交換又は売買に係る手数料
 - ・切手、旅行券、各種保険、宝くじ等
 - ・医療保険等の一部負担金
 - ・その他、当市を含む運営者（以下、「運営者等」といいます）並びに取扱店が特に指定するもの
 - ・公序良俗に反するもの
- 本券を紛失・破損、又は盗難された場合、再発行は行いません。
- 本券を複製、偽造もしくは変造し、又は複製、偽造もしくは変造された本券であることを知って利用する行為や、本券を現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為は行わないでください。

【免責事項】

- 運営者等が、本券の偽造または変造券を発見した場合、警察等への通報のほか、当該本券を無効とし、当該本券の利用者及び取扱店への補償を行わないものとします。
- 利用者が本券を利用したこと、又は、有効期間内に利用できなかったことによって被った損害について、運営者等に帰責する事由であった場合でも、運営者等の故意又は重過失がない限り、当該利用者に対する運営者等の責任は直接かつ通常の損害に限られるものとし、当該本券の額面金額を上限とするものとします。
- 運営者等は、利用者が本券をご利用される際に、その正確性、完全性、有用性、最新性、適切性、確実性、動作性等、その内容について何ら法的保証をするものではありません。
- 利用者は、システム障害やサーバのメンテナンス等により、運営者等による事前の予告なく本券の運用を一時的又は長期に停止する場合がありますことを承諾するものとします。

【反社会的勢力排除条項】

- 利用者は、以下に該当する者（以下「反社会的勢力」といいます）であってはならないものとします。
 - ・暴力団
 - ・暴力団員
 - ・暴力団関係企業
 - ・総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他類似の者
- 利用者が前項に該当すると運営者等が判断した場合、運営者等は当該本券の利用停止および権利消滅を直ちに行い、当該本券に関して一切の請求権を認めないものとします。

お問い合わせ先

上天草市観光おもてなし課 産業振興係

営業時間：9:00～17:00（平日のみ）

TEL：0964-26-5531



商品券や店舗の情報をアプリ・Webサイトで随時配信中!

